

## 「在宅老人及び重度身体障害者短期保護事業」

が開始されました



在宅でねたきり等の老人及び重度の身体障害者を介護している家族が、疾病・冠婚葬祭等の理由で介護できない場合、一時的に施設に保護して家族の福祉の向上を図ることになりました。

期間は、原則として七日以内、費用は介護できない理由によって異なり、施設への送迎は家族が行います。

詳しいことは、福祉事務所へ問い合わせして下さい。

## 高齢福祉年金

証書の提出を

八月は、高齢福祉年金を受けている方が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって向こう一年間の高齢福祉年金が受けられるかどうかが決まります。

高齢福祉年金は、全額国の負担による年金のため一定額以上の所得があったり、他の年金を受けていたりすると、全額又は一部の支給を停止される場合があります。また証書の提出によって所得状

況届を提出したものととして取扱いますので、必ず印鑑を忘れずにお持ち下さい。

なお本年四月からの年金額の改定による差額の支払のため特別証書を送付いたしますので、八月支払（八月十一日～三十一日）と同時に支払を受け、その足で市民課国民年金係にこの特別証書と年金証書を提出して下さい。

問合せ 市民課国民年金係

## 児童扶養手当の現況届について

母子家庭等で児童扶養手当を受給されている方は、現況届を八月十日から九月十日までの間に必ず提出して下さい。

申請事由に変更が生じた場合は、その都度、届出をしてください。公的年金（福祉年金を除く）との併給は、絶対に認められません。詳しくは、証書の注意事項をらんください。

不正受給がありますと、さかのぼって返還することになります。

### 支給要件

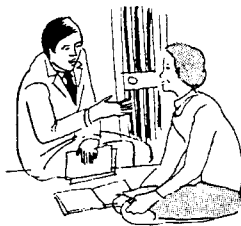
- 一、父母が婚姻を解消した児童
- 二、父が死亡した児童（年金が受けられない方）
- 三、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童（年金が受けられない方）

## 人権擁護委員嘱

五月一日付をもって法務大臣から人権擁護委員の継続委嘱が発令されました。

氏名 河野清次  
住所 都留市田野倉六九二

氏名 山本三重子  
住所 都留市田原一八―十二



## あの人はどこに？

### 行方不明の人をさがす相談所

警察では8月中を「身元確認強調月間」として期間中、各警察署に「行方不明の人をさがす相談所」を開設して、家出人の行方について全力をあげて調査しております。御家族や知人が行方不明になられ

- 借金や病気を苦にして家出した
- 家出後一度も便りが無い
- 家出の時ノイローゼぎみであった

等で御心配の家族や知人の方は、家出人捜索願いの届出の有る無しにかかわらず、この機会にぜひ相談所を御利用下さい。

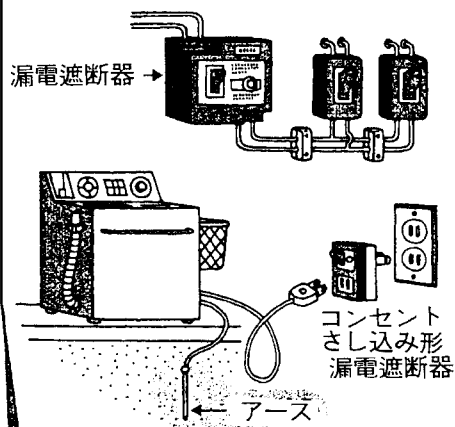
- 相談所には、全国で発見された身元のわからない遺体の「顔写真」「着衣」などの資料を集めてあります。

とき 8月1日～8月31日  
午前8時30分～午後5時まで

ところ 山梨県警察本部鑑識課  
TEL 35-2121 内線2277  
都留警察署  
TEL 0554(43)4128



## 電気安全のおすすめ



漏電による感電や火災などの災害をふせぐには、「漏電遮断器」と「アース」をつけることが最も効果的です。

財団法人 関東電気保安協会  
山梨事業本部  
〒400 甲府市宝1-4-33  
☎0552(28)3200 家庭電気部

もう一度見直してみましようお宅の電気安全